

## 大田市と島根労働局との雇用対策協定

大田市と厚生労働省島根労働局（以下、「島根労働局」という。）は、以下のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、“共創”を基本姿勢として多様で活力ある産業づくり、だれもが住みよい暮らしづくり等の施策を進める大田市と、労働市場のセーフティーネットを担う島根労働局が、人手不足解消に向けた市内企業の人材確保・育成の支援、新規学校卒業者をはじめとする若者や高齢者など多様な人材の活躍推進、雇用に係る施策・情報の発信・共有等の施策をそれぞれの強みを活かして密に連携し、大田市の将来像である「子どもたちの笑顔があふれ、みんなが夢を抱けるまち“おおだ”」の実現に向け、一体的かつ総合的な雇用や労働に関する施策の推進並びに地域が抱える課題に対応していくことを目的として締結する。

### （事業内容）

第2条 大田市と島根労働局は、前条の目的を達成するため、具体的な取組、実施方法等を事業計画として毎年定めるものとする。

### （運営協議会）

第3条 運営協議会は、大田市と島根労働局が共同で設置する。  
2 運営協議会は、必要に応じ開催することとし、前条の総合的かつ一体的な施策に係る具体的な取組内容、実施方法等について協議、策定するほか、取組の進捗状況の把握等を行うものとする。

### （要請等）

第4条 大田市長と島根労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため必要な要請を相互に行うことができるものとする。  
2 大田市長と島根労働局長は、前項の要請があった場合においては、誠実に対応するものとする。

### （秘密保持）

第5条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、大田市と島根労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾が得られた場合は、この限りではない。

### （その他）

第6条 この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、その都度、大田市と島根労働局が協議して定めるものとする。  
2 協定締結当事者に変更があった場合でも、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

### 附 則

この協定は、締結の日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、大田市長、島根労働局長が署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年（2023）12月14日

大田市長

楢野弘和

厚生労働省島根労働局長

宮口真二